

第10号議案

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年品川区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条および第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1の22の3の項の次に次のように加える。

22 の4	区長	障害者等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等日常生活用具給付事務」という。）
22 の5	区長	障害者等の移動支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等移動支援事務」という。）
22 の6	区長	障害児の日中一時支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害児日中一時支援事務」という。）

22 の7	区長	重症心身障害児者等在宅レスパイトサービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「重症心身障害児者等在宅レスパイト事務」という。）
----------	----	---

別表第2に次のように加える。

40	区長	障害者等日常生活用具給付事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
41	区長	障害者等移動支援事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
42	区長	障害児日中一時支援事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
43	区長	重症心身障害児者等在宅レスパイト事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

第2条 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の22の7の項の次に次のように加える。

22 の8	区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「心身障害者医療費助成事務」という。）
----------	----	---

別表第2の23の項中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同表に次のように加える。

44	区長	心身障害者医療費助成事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外の新たな事務等を個人番号の利用範囲に追加する必要がある。